LOVE らぶ 憲法⑩

憲法は国柄　しあわせのレシピ

JAL不当解雇撤回争議団（JHU）
林　惠美

憲法について考える時、愛媛県出身の作家、早坂暁さんが生前TVで話されていたことを思い出す。

「人には人柄があるように国にも国柄というものがある。それが憲法ではないか」というような趣旨だったと記憶している。10年以上も前の番組なので詳細は覚えていないが、先の戦争で肉親を亡くされた経験を持つ氏は、主に9条が発信する平和への希求について話されていた。

憲法はその前文においても「恒久の平和を念願し」「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と崇高な理想と目的を達成することを世界に向けて発信している。悲惨で愚かな戦争を体験した人類の叡智を結集した日本国憲法は世界に通じる誇らしい「国柄」を表わしたものと思える。今、憲法を変えるのではなく「恒久平和」の精神を世界に広めるべきではないか。

つい最近、9条の会主催の宣伝行動に参加した際、松山へ観光に来た韓国の青年がじっと演説を聞いていた。ビラを渡すと「僕は9条を応援します」と言った。「平和」とは、単に戦争をしていない状態を言うのではなく、普段から戦争に繋がる要素を芽のうちに摘み取ってこそ守られるもの。現状に甘んじて思考停止にならないよう感性を磨き平和を蹂躙する動きには機敏に声をあげ行動したい。

現在、憲法審議会で進行中の憲法を変えなくても効力を停止できる緊急事態条項の成立など絶対に認められない。政権を担う立場の人は、「主権が国民に存すること」（前文）を肝に銘じてほしい。

JAL不当解雇撤回争議は13年目に入り、新たな証拠で必要がない解雇だったことが更に明らかになり、JAL側を追い詰めている。2016・9最高裁で憲法28条違反（勤労者の団結権）と断罪された。

判決では「雇用されている会社の存立自体を危うくする可能性がある場合であっても（憲法28条は）会社を存続させることを優先しているわけではなく、会社が労働組合の運営を支配しようとしたり、その運営に介入しようとすることは認めていない」と2010年末、労働組合が解雇撤回を求めて実施していた争議権確立の投票を管財人がウソと脅しで妨害した不当労働行為を厳しく断罪している。

更に「会社がその存立のために争議行為を阻止したいのであれば、（中略）労働組合との間で何らかの妥協を図るしかない」。要するに解雇撤回しかないと判決文は言っている。労働者を励ます実に胸のすく高裁判決である。働く仲間の皆さん、労働組合へ入って堂々と団結権・交渉権を行使しましょう！この判決が解雇を容認した不当判決より先に出されていればとうに解決していただろうと思わずにはいられない。

憲法は国民の権利と自由を守るため二章以降、素晴らしい条項ばかりだが、一番のお気に入りは何といっても13条（幸福追求権）だ。人は皆幸せになるために生まれてきたのだ。公共の福祉に反しない限り、人生は個人の価値観で自由に決められる。憲法の核心を貫く条項である。個人が尊重されれば戦争もなくなる。過労死も格差もなくなる。勿論不当解雇も！

誰もがもっとやりたいことがたくさんあるだろう。もっと行きたいところもある。もっと自由な時間がほしい。しかし、現実はそうなっていない。ひとえに国政も地方自治も憲法に則った政治が行われていないからだ。企業もしかり。

憲法をしっかり身につけ憲法を実践する政治家を選びたい。同時に12条には「国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とある。

主権者である私達の「不断の努力」とは？ギリシャ人がチェスをしながら哲学の話をするように、フランス人が公園で愛を囁くように、職場でも居酒屋でも憲法の話をすることから始めよう！

「日本国民は全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」（前文より）